

# 均等侵害の第5要件について

岩坪総合法律事務所 知的財産事例研究会 弁護士 **速見 禎祥** 

- 大阪地方裁判所平成28年9月29日判決(平成26年(ワ)第10739号)の事案を題材にして-

## 第1 はじめに

本稿は、平成29年6月16日に実施された、知的財産権法研究会と日本知的財産協会との最近判決例合同研究会の内容に基づくものである。上記研究会においては、主に均等侵害の第5要件について、大阪地方裁判所平成28年9月29日判決(以下、「本件判決」という。)の事案を題材にして研究を行った。なお、研究会に適するように内容を単純化しているため、実際の事案については、本件判決を確認頂きたい。

本件は、臀部拭き取り装置に関する3件の特許権を有する原告が、4種類の被告製品について特許権侵害を主張し、被告製品の製造販売等の差止及び廃棄並びに損害賠償を求めた事案である。本件の争点は多岐にわたるが、本稿で研究の題材として扱ったのは「ロ号物件」について、「本件発明2」の均等侵害が成立するかという争点の中の、さらに第5要件の判断についてである。

# 第2 事案(題材)

### 1 本件発明2

#### (1) 特許請求の範囲

本件発明2は、発明の名称を「臀部拭き取り装置並びにそれを用いた温水洗浄便座及び温水洗浄便座付き便器」とする特許第5065467号の請求項1にかかる発明である。均等侵害との関係では、以下の2Dの構成が問題となった。

- 2A トイレットペーパーで臀部を拭く臀部拭き取り装置であって、
- 2B 前記トイレットペーパーを取り付けるための拭き取りアームと、
- 2C 前記臀部を拭き取る位置まで前記拭き取りアームを移動させる拭き取りアーム駆動部と

を備え、

2D 前記拭き取りアーム駆動部は、複数のサーボモータによる回転動作によって、前記拭き 取りアームを上下、前後、及び左右方向に移動させることができることを特徴とする、 2E 臀部拭き取り装置。

#### (2) 明細書及び図面の記載

「温水洗浄便器は、温水を臀部に噴射して、臀部を自動的に洗浄することができる。温水洗浄 便器を用いれば、腰を上げずに、臀部を洗浄することができるので、高齢者や体が不自由な者などにとっては、非常に有用である。ところが、温水洗浄便器を用いた場合、臀部に水滴が残ってしまう。そのため、腰を上げて、臀部と便座との間に間隙を設け、手に持ったトイレットペーパーで、水滴を拭き取る必要がある。しかし、腰を上げて、臀部と便座との間に間隙を設ける作業は、高齢者や体が不自由な者などにとっては、困難である。」(【背景技術】【0002】)

「このように、従来の装置は、いずれも、高齢者や体が不自由な者などにとって、完全に、水滴や汚れの拭き取り作業を容易にしていたとは言い難い。便座に座ったままの状態で、すなわち、臀部と便座とが接したままの状態で、水滴や汚れを拭き取ることができれば、従来に比べ、格段と、水滴や汚れの拭き取り作業が楽になる。それゆえ、本発明の目的は、便座に座ったままの状態で、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことができる臀部拭き取り装置及びそれを用いた温水洗浄便器を提供することである。」(【発明が解決しようとする課題】【0013】~【0014】)

「本発明によれば、拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーによって、臀部を拭き取ることができる。臀部をユーザ自らが揺すり動かして水滴や汚れを拭き取っても良いし、自動で拭き取りアームを駆動するようにして水滴や汚れを拭き取っても良い。いずれにせよ、本発明によれば、便座に座ったままの状態で、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことが可能となる。さらに、トイレットペーパーが拭き取りアームに自動的に巻き取られるので、ユーザがわざわざトイレットペーパーを巻き取って、拭き取りアームに取り付けるといった手間を省くことができる。本発明は、トイレットペーパーを自動で巻き取って、さらに、拭き取りアームを自動で駆動して水滴や汚れを拭き取るようにすることができるので、完全に座ったままの状態で、水滴や汚れを拭き取ることができる。拭き取りアームには、外側からトイレットペーパーが巻き付けられている状態になるので、衛生的である。また、デリケートな動きを実現するために、サーボモータによって、拭き取りアームの動きが制御されているので、事故等を防止することができる。また、本発明によれば、拭き取りアームの位置調整も可能であり、ユーザの好みに応じた拭き取りが実現される。このように、本発明は、高齢者や体の不自由な方にとって、非常に易しく機能するよう、あらゆる面で工夫されており、極めて有用である。」(【発明の効果】【0016】)

「図5は、保護ケース10に収納されている臀部拭き取り装置110の詳細を示す図である。図5において、臀部拭き取り装置110は、拭き取りアーム駆動部5と、拭き取りアーム55と、筒状巻き取り部51と、トイレットペーパー送り出し部52と、保護カバー17とを備える。拭き取りアーム駆動部5は、第1の関節部5aと、第1の腕部5bと、第2の関節部5cと、第2の腕部5dと、第3の関節部5eと、第3の腕部5fと、第4の関節部5gと、第4の腕部5hと、第5の関節部5iと、第5の腕部5jと、第6の関節部5kと、第6の腕部51とを含む。第1~第6の関節部5a、5c、5e、5g、5i、5kは、それぞれ、制御部(図示せず)からの制御に応じて、回転数を制